

【参考資料】

令和 8 年第 2 回奥州市議会定例会
条例追加議案 新旧対照表

議案第 10 号 奥州市印鑑条例の一部を改正する条例

奥州市印鑑条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(印鑑登録証明書の交付) 第13条 略 2 略 3 第1項の規定にかかわらず、被登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カードをいう。</u>）、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）</u>若しくは<u>特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）</u>（これらのうち、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u>又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u>を用いて、自動交付機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を受けることができる。	(印鑑登録証明書の交付) 第13条 略 2 略 3 第1項の規定にかかわらず、被登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カードであって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u>又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u>を用いて、自動交付機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を受けることができる。